地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律

地域 公共交通 の活性化及び再生に関する法律 (平成十九年法律第五十九号) の一部を次のように改正する。

目 次 中 「地域 公共交通総 合 連 携 計 画 を 地 域 公共交通 網 形成 計 画に、 「第二十条」を

「第五節 乗継円滑化事業(第二十一条—第二十五条)

に、

を「第五節 鉄道事業再構

第五節の二 鉄道事業再構築事業 (第二十五条の二―第二十五条の四)」

「第七節 地域

(第二十三条— -第二十五条)」に、 「第七節 雑則 (第二十八条・第二十九条) を

築事業

第八節 雑則

公共交通再編事業 (第二十七条の二―第二十七条の八)

__

に、

「第四十三条・第四十四条」

を「第四十三条

(第二十八条・第二十九条)

-第四十五条」に改める。

第一 条中 「低減を図る」 の 下 に 「ための基盤となる地域における公共交通網 (以下「地域 公共交通 網 لح

1 、 う。 \mathcal{O} 形成 0 促 進 \bigcirc を加え、 っ か んが み、 市町村に ょ る地 域公共交通 総合連携計 画 を 鑑 み、 交通

政策基本法 (平成二十五年法律第九十二号) の基本理念にのっとり、 地方公共団体による地域公共交通 網

形

成 画 に改め、 「により、」 の 下 に 「持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう」 を加え、

体的 か つ効率 的に を削 る。

第二 一条第一 五. 号中 乗継 円滑 化 事 業 を削 り、 「及び鉄道 再生 事 業 を 鉄 道 再生事 業及び 地 域 公共交

通 再 編 事 業 に 改 め、 同 条第 九号を削 り、 同 条第 九 号 の二中 「 か λ が み を 鑑 み に、 市 町 村 を 地

1条第十三号とし、 同条第十一号を同 条第十二号とし、 条第十号の次に次の一 号を加える。

同

同条第十号中

市

町

村

を

地

方公共団

体

に

改め、

同

条

第

十二号を同

方公共団体」

に改

め

同号を同条第九号とし、

十 一 地 域域 公共交通 酒編: 事 業 地 域 公共交通 を再編するため \mathcal{O} 事 業であ いって、 地 元分公共! 寸 体 \mathcal{O} 支援を受け

特定 旅 客 運 送 事 業 (旅 客鉄 道 事 業、 旅客 軌 道 事 業 般 乗 合旅 客 自 動 車 運 送 事 業 及び 玉 内 般 旅

客定期航路 事 業をいう。 以下 同じ。 に係る路線若 しくは 航路又は営業区 |域 $\widehat{\mathcal{O}}$ 編 成 0 変更、 他 \mathcal{O} 種 類 \mathcal{O}

旅 客運送事業 (旅客鉄道 事業、 旅客軌道 事 業、 般乗合旅客自 動 車 運送 事 業、 道路運 送法による 般乗

用 旅 然客自 動 車 運送 事業及び国 内 般旅 客定期 航路 「事業等をいう。 第二十七条の二第三項 にお 1 て 同

 \mathcal{O} 転 換、 自 家 用 有 償 旅 客 運 送 (同 法 第七 + ・八条第二号に規定する自 家用 有償 旅 客運 送を 1 · う。 以下

同 による代替、 異なる公共交通事業者等の 間 の旅 客の 乗継ぎを円滑に行うため \mathcal{O} 運行 計 画 の改善

とにより、 1 て同じ。 共通乗車船券 当該 が 条件の 条の 期 (二以上の運送事業者 間、 範 区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であって、 囲 項に 内 で、 当該. いて同じ。 各 (第二号イからハまで及びホに掲げる者をいう。 **፲運送事** 業者 の運送サ ĺ Ľ, 土交通省令で定めるもの スの提供を受けることができる その証 票を提示するこ 以下この号にお を行う事 ŧ Oを

いう。

いう。

第二十

七

八 第

お

 \mathcal{O}

発行その

他

(T)

国

を

共交通 交通 で定める持続 を 第三条第 「 持 総 合連 続 網 \mathcal{O} 可 獲 形 能 項中 可能 計 な地 成に資する地域公共交通 画 域 な 「地域公共交通の活性化及び再生を総合的、 を 公共 地域公共交通網の形成に資する」を加え、 「地域公共交通網形成計 (交通 網 \mathcal{O} 形成に資する地 の活性化及び 画 域公共交通」 に改め、 再生を」 に改め、 同 に 同号を同項第六号とし、 項第五号中 一体的かつ効率的に」 改 め、 同条第二項第一号中 同 項 「その他」 第二号及び第三号中 の 下 に を「持続可能な地 同項第四号の次に次 地 国 域 出交通 公共 地 交通 域 省令 域公 公 共

五 持 続 可 能 な 地 域 公共交通 網網 の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の 評価 に関 す

の一号を加える。

る基本的

な事

項

3

第三条中第五項を第七項とし、 第四項を第六項とし、 第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加え

る。

3 基 本方針は、 交通 の機能と都 市機能とが相互に密接に関連するものであることを踏まえ、 地域公共交通

 \mathcal{O} 活 性化及び再生が 都市 機能 の増 進に寄与することとなるよう配慮して定めるものとする。

政策基本法第十五条第一項に規定する交通政策基本計画との調和が保たれたものでな

け ħ ばならない 4

基本方針

は、

交通

第四 [条第 項中 市 町村」 を 「地方公共団体」 に改め、 「行う」の下に 「持続可能な地域公共交通 網 \mathcal{O} 形

成に資する」 を加い え、 同 条第二項中 「が行う」の下に 持 続 可能な地域公共交通網 の形成に資する」 を加 え

「行うよう」を「行うとともに、 必要があると認めるときは、 市町村と密接な連携を図 りつつ主体的 に持

続 可 能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に取 り組むよう」に改め、 同条第三

項中 「主体的に」 の 下 に 「持続可 能な地域公共交通 網の 形成に資する」を加える。

第三 章 \dot{O} 章 名及び 同 章 第 節 の節 名を次のように改める。

第三章 地域 公共交通網形 成計画の作 成及び実施

第一節 地域公共交通網形成計画の作成

は 第五 に、 条の 見出 単 独 しを で 又 は \neg 共同 (地域 L て 公共交通 を 市 網 形 町 成 村 計 に 画 あ 0 7 は単 に改 め、 独 で又は 同条第一項中 共 同 L て 市 都道 町村 府 は 県 に を あ 0 「地方公共団 7 は 当該 都 体 道

府 県 \mathcal{O} 区 域 内 \mathcal{O} 市 町 村 と共 同 て に 改 め、 っに つい て、 \mathcal{O} 下に 持 続 可 能 な 地 域 公共 交通 網 \mathcal{O} 形 成 に 資

する」 を加え、 総総 合的 か つ 体 的 に を削 ŋ 地地 域公共交通総合連携計 画 を 地 域 公共 (交通 網 形 成 計

画 に 改 め、 同 条第二 一項中 地 域公共交通総合連 獲計 画に を 地地 域公共交通 網 形成計 画に に改 め、 同 項

か 体 的 な を削 り、 同 項 第二号及び第三号中 地地 域 公共 交通 総合連 携 計 画 を 地 域 公 共 交通 網 形 成 計

第

号中

地

域

公共

(交通)

を

「 持

続

可

能

な

地

域

公

【共交通

網

 \mathcal{O}

形

成に資す

る地

域

公共交通」

に

. 改

め、

総

合的

画 に 改 め、 同 項第六号中 地 域 公共交通総合連 携計 画 を 地地 域公共 一交通 網 形 成 計 画 に、 市 町 村 を

地 方公共団 体 に改め、 同号を同項第七号とし、 同 項第五号を同 「項第六号とし、 同項第四号の次に次 0

号を加える。

五 地 域 公 1 共交通 網 形 成 計 画 \mathcal{O} 達成 状 況 \mathcal{O} 評 価 に 関 する 事 項

第五 条第. 九 項 中 「第五 項」 を 第六 項 に、 地 域 公共交通 総合連 携計 画 を 地 域公共交通 網網 形成 計 画

画 に 同 に 改 項 改め、 め、 を 同 条 同項を同条第十項とし、 第 「ときは、 九 項とし、 _ 同 \mathcal{O} 下に 条 第 七 「主務大臣 同条第八項中 項 中 市 に 町 村 あ って 「地域公共交通総合連携計 を は 地地 地方 方 公共 公 共 寸 寸 団体に対 体 に、 Ļ 画 都道 地 を 域 府 公共交通 地地 県 に 域公共交通 あ 総 0 合連 7 は 網網 携 を加 形 計 成 画 え 計

市 域 道 公共 町 府 村 県を除く。 (交通 を 総 地地 合連 方 _ 公 携 計 共 を加え、 団 画 体 を に、 同 地地 項を 域 地地 同 公共交通 条第八項とし、 域 公 共 交通 網 形 成計 総 合連 同 画 携 条第六項 に改め、 計 画 中 を 同 市 地 項を同り 域 町 村 公 条第七 共 交通 を 地 網 項とし、 形 方公共団 成 計 画 同 条 第 体 に に、 改 五 め、 項 中 地 同

を

地

域

公

共

交通

網

形

成

計

画

に

改

め

都

道

府

県

 \mathcal{O}

下

にこ

当

該

地

域

公

共

交通

網

形

成

計

画

を

作

成

L

た

都

項 同 を 項 を 同 条第六 同 条第 五項と 項 とし、 Ę 同 条 同 条 第 第三 兀 項 項 中 中 地 前 域 項第四 公 共 交 号」 通 総 を 合連 「第二項第四号」 携 計 画 を 地地 に 域 改 公共 め 交 通 同 項 網 を 形 同 成 条第四 計 画 項とし、 12 改 め

同条第二項の次に次の一項を加える。

3

るよう努め

るも

のとする。

地 \mathcal{O} 地 適 域 公共 正 化 交通 に 関 す 網 る 形 施策 成 計 と 画 に \mathcal{O} 連 お 渡その 7 て は、 他 前 ...の持: 項各号に掲 続 可 能 な地 げ Ź 域 事 公共交通 項 \mathcal{O} ほ か、 網 \mathcal{O} 形 都 成 市 に 機 · 際 能 L \mathcal{O} 配 増 慮 進 すべ に 必 き事 要 な 項を定 施 設 の <u>立</u> め

6

第六条第一項を次のように改める。

地 域 公公 共 (交通 網 形 成計 画 を作 成 しようとする地方公共団 体 は、 地 域 公共交通 網 形成 計 画 \mathcal{O} 作成及び 実施

に 関 L 必 要 な協 議 を 行うた 8 \mathcal{O} 協 議 会 以 下 協 議 会 لح 7 う。 を組 織 することが できる

第六 条第一 項 第 号 中 地 域 公 共 (交通 総 合 連 携 計 画 を 地 域 公 共 交通 網 形 成 計 画 に、 市 町 村 を

地 方 公共団 体 に 改 め、 同 項 第 号中 地地 域 公共交通総 合連 携 計 画 を 地 域 公 共交通 網 形 成 計 画 に 改 8

共 交通 同 項 総 第三号及び 合 連 携 計 同 画 条第三項中 を 都 道 府 市 県 町 第 村 項 を \mathcal{O} 地地 規 定に 方公共 ょ V) 寸 体 協 議 に 会を組織 改 め、 はする都道 同 1条第六 道 項 府県を除 中 都 道 府 県 は、 は 地 地 域 域 公 公

共交通網形成計画」に改める。

第 七 条 \mathcal{O} 見 出 L を 地地 域 公共 (交通網) 形 成 計 画 \mathcal{O} 作 <u>-</u>成等 の提案) に改 め、 同 条第 項中 市 町 村 を

地 方 公共団 体 に、 地 域 公共 (交通 総 合連 携計 画 \bigcirc を 地 域 公共交通 網 形 成 計 画 \bigcirc に 改 め、 同 項 第 号

中 地 域 公公共 (交通 総 合 連 獲 計 画 を 地 域 公 共 交 通 網 形 成 計 画 に 改 め、 同 条第二 項中 市 町 村 を 地 方

公共 寸 体 に、 地 域 公共 交通 総 合 連 携 計 画 を 地 域 公共 交通 網 形 成 計 画 に 改 8 る。

第 八 条第 項中 地地 域公共交通 総合連 携 計 画 を 地 域 公 一共交通 網 形 成 計 画 に 改 め 同 1条第三 項 及び 第

五項中「市町村」を「地方公共団体」に改める。

第九 条第 項中 軌 道運送高度化実施計 画 が の 下 に 「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」 を加

え、 同 条第二 項 及び 第五 項中 市 町 村 を 地 方 公共団 体 に改 いめる。

第十三 一条第 項中 地 域公共交通 巡総合連 携 計 画 を 地 域 公共交通網 形 成計画」 に改め、 同条第三項及び

第五項中「市町村」を「地方公共団体」に改める。

第十四条第 一項中 「道路運送高度化実施計 上画 が 」 の 下 に 「持続可能な地域公共交通網 の形成に資する」を

加え、 同条第二項及び 第五項中 市 町 村_ を 地地 方公共団体」 に 改 らめる。

第十 八条第 項中 地 域 公共交通 総 合連 携計 画 を 地地 域 公共交通網 形 成計画」 に改め、 同条第三項及び

第四項中「市町村」を「地方公共団体」に改める。

第十九条第一項中 「海上運送高度化実施計 画 が の 下 に 「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を

加え、 同条第二項 及び第四 項中 市 町 村 を 「地方公共団体」 に改める。

第三章第五節の節名を削る。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条から第二十五条までを削る。

第二十五条 の二第 項中 地 域 公共交通総合連 携計 画 を 「地域公共交通網 形成計 画 に、 市 町村」 を

地 方公共団体」 に 改 め、 同条第二 項第三号中 市 町村」 を 「地方公共団体」 に改め、 第三章 · 第 五. 節 の 二

同条を第二十三条とする。

第二十五条の三第 一項中 「鉄道事業再構築実施計 画が」 の 下 に 「持続 可能な地域公共交通網 の形成に資す

る を加え、 同条を第二十四条とし、 第二十五条の 四を第二十五条とする。

第三章第五節の二を同章第五節とする。

第二十六条第一項中 「地域公共交通総合連携計 画 を 「地域公共交通網形 成計画」 に、 市 "町村」 を 地地

方公共団体」 に改め、 同条第二項第三号中 「市町村」 を 「地方公共団体」 に改 いめる。

第二十八条第一項中 市 町村 は、 地域公共交通 総合連携計 画 を 地 方公共 団 体 は、 地域 公共交通 網 形 成

計 画 に、 乗 継 円滑 化事 · 業 又は 鉄 道 事 業 不再構築 事 ·業 を 鉄道 事 業再構築 事 業又は 地 域 公 1 共交通 再 編 事 業

に改 め、 同条第二 項 中 市 町 村 を 「地方公共団体」 に、 「認定で 乗継 円滑化実施計画に定めら ń た乗 継 円

滑 化 事 業又は 認定鉄道 事業再構築実施計 画に定め られた鉄道 事 業再構築事 業 を 「認定鉄道 事 業再構築実施

計 画 に 定 め 5 れ た鉄 道 事 業 再構築 事 ,業 又 は 認定 地 域 公共
交通 再 編 実 施 計 画 に 定 め 5 れ た 地 域 公共交 通 再 編 事

業」

に

改

8

同

条

第

項

中

認

定

乗

継

円

滑

化

実

施

計

画

又

は

認

定

鉄

道

事

業

再

構

築

実

施

計

画

を

認

定

鉄

道

事

業

再 構 築 実 施 計 画 又 は 認 定 地 域 公共 交通 再 編 実 施 計 画 に 改 め、 同 · 条第 几 項 中 こ 0 1 て \mathcal{O} 下 に 持 続 可 能

な地域公共交通網の形成に資する」を加える。

第二十 九 条中 地地 域 公共交通 総総 合 連 携 計 画 を 地地 域 公共交通 網 形成 計 画 に 改 らめる。

第三 章中 第 七 節 を第 八節とし、 第六 節 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 節 を 加 える。

第七節 地域公共交通再編事業

(地域公共交通再編事業の実施)

第二十七条 の 二 地 域 公共交通 網 形 成 計 画に お 7 て、 地域 公共交通 再編事業に関 はする事 **項** が 定め 5 れ たとき

は、 当 該 地 域 公共 (交通 網 形 成 計 画 を 作 成 L た地 方公共 寸 体 は 当 該 地 域 公 共 交通 網 形 成 計 画 に 即 L 7 地 域

公共 交通 再 編 事 業 を 実施 す るた 8 \mathcal{O} 計 画 以 下 地 域 公共 交通 再 編 実 施 計 画 という。 を作成し、 これ

基 一づき、 当 該 地 域 公共交通 再 編 事 業を 実施 L 又は そ の実: 施 を促進するも のとする。

に

- 2 地 域公共交通 再編実施計画には、 次に掲げる事項について定めるものとする。
- 地 域域 公共交通 再編事業を実施する区域
- 地 域 公 4共交通 再 編 事 業 \mathcal{O} 内 一容及び 実施、 主体 (次号に掲げるものを除く。)
- 三 地 方 公共 団体 にこ よる支 援 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 内 容
- 兀 地 域 公共交通 再編事 業 の実: 施予定期間
- 五. 地 域公共交通 三再編事 業 \mathcal{O} 実 施 に必要な資金 の額及びその調達方法
- 六 地 域 公 4共交通 再編 事 業 \mathcal{O} 効果
- 七 前各号に掲 げ るも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 地 域公共交通 再編事業の実施 のために必 要な事項とし て国 一土交通省令で

定 め る事 項

者 等

(その全部

部

 \mathcal{O}

区

間

域

地

域

に

存する路線

若

L

3 地 方公共団体 又は は、 地域公共交通再編実施計画を定めようとするときは、 又は区 が当該 公共交通再編事 事業を実: 施する区域内 あらかじめ、 特定旅客運送事 業

くは 航路 又は 営業区 域 気に係 る特 定旅 客運送事 業を営む全ての者及びその全 部 又 は 部 \mathcal{O} 者に代 わ って当該

特定 旅 客運送事 業に係る路線若しくは航路 又は営業区域に お いて旅客運送事 ,業を営もうとする者その他 \mathcal{O}

国土交通省令で定める者をいう。 次項において同じ。) の全ての同意を得なければならない。

4 地 方公共団体は、 地域 公共交通 再編実施 計 画を定めようとするときは、 あらかじめ、 関係する公共交通

聴かなければならない。

事

*業者等

(特定旅

客運送事業者等である者を除く。)

道路管理者、

港湾管理者及び公安委員

(会の意見

を

5 地 方 公共 (団体 は 地域公共交通再編実施計画を定めたときは、 遅滞なく、 これを関係する公共交通事業

者等、 道路管理者、 港湾管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

前 三項の 規定 は 地域公共交通再編実 施 計 画 の変更につい て準用する。

6

(地域公共交通再編実施計画の認定)

第二十七条の三 地方公共団体は、 国土交通大臣に対し、 地域公共交通再編実施計画が持続 可能な地域公共

交通 網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切 かつ確実に推進するために適当なも のである

旨の認定を申請することができる。

2

が 次 玉 の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、 土 一交通-大臣 は 前項 の規定による認定 の申 請 が あ 0 た場合にお その認定をするものとする。 いて、 その 地 域 公共交通再編実施 計 画

地域公共交通再編実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

地 域域 公共交通再編実施 計 画 に定める事 項 が 地域: 公共交通再編事業を確 実に遂行するため 適切なも ので

あること。

三 地 域公共交通 再編実施計 画に定められ た を 事 業のうち、 旅客鉄道事業 に該当するもので あって、 次 0 1

か らハまでに掲げる許可又は 認可を受けなければならないものに ついては、 当該事業の内容がそれぞれ

当該イからハまでに定める基準に適合すること。

1 鉄道 事業法第三条第 項 \mathcal{O} 許 可 同 法第五 条第 項各号 (第三号を除く。 口 に お 1 て 同 ľ

げる基準

口 鉄道事 業法第七条第一項 O認可 同条第二項にお いて準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準

ハ 鉄道事業法第十六条第一項の認可 同条第二項の基準

匹 地 域 公共交通 再編実 施 計 画 に定めら れ た事 業のうち、 旅 客鉄 道事業に該当するもので あって、 鉄 道 事

業法第三条 第 項 \mathcal{O} 許 可 を受け なけ れ ば なら な ζ, ŧ のに うい 、ては、 当該事業を実施しようとする者が 同

法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

に掲

五. 地 「域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、 旅客軌道事業に該当するものであって、 次のイ

か らハまでに掲 げ る特 許 認 可 アスは許可 可を受けなけ れば ならな **(**) ものに ついては、 当該 事 業の 内 . 容がそ

れ ぞれ当該 1 か 5 ハまでに定め る基準 -に適 合すること。

1 軌 道 法第三 条 O特 許 同 条 \bigcirc 特 許 \mathcal{O} 基 進

口

軌道法第十一条第一

項の運賃及び料金

0)

認

可

同 項

 \hat{O}

認可の基準

ハ 軌道法第二十二条ノ二の許 口 同 条 0 許 可 \mathcal{O} 基 潍

六 地域 公共交通 再編実施 計 画 に定めら れ た を 事 業のうち、 般 乗合旅客自 動 車 運送事業に該当するも ので

あ 0 て、 次 0 1 か らハ までに · 掲 げ る許 可 又は 認可 を受け なけ れば ならな 7 ŧ Oに つい ては、 当該 事 業

内 容がそれぞれ当 該 イからハまでに定める基準に適合すること。

1 道路 運送法第四条第 一項 \mathcal{O} 許可 同法第六条各号 (第二号を除く。 ハにおいて同じ。) に掲げる基

潍

口 道路 運送法第九 条第 項 \mathcal{O} 認 可 同 条第二 項 \mathcal{O} 基準

ハ 道路 運送法第十五条第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認可 同 条第二 一項にお į١ て準 用する同法第六条各号に掲げる基準

 \mathcal{O}

七 地 域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、 一般乗合旅客自動車運送事業に該当するもので

あ って、 道路 運送法第四条第一 項 \mathcal{O} 許 可を受けなければならな 1 ものに うい ては、 当該事業を実施しよ

うとする者が同法第七条各号のいずれにも該当しないこと。

八 地 域公共交通 再編実 施 計 画 に 定めら ħ た を 事 業のうち、 自家用有償旅 客運送に該当するものであって、

道 路運送法第七十九条の登録又は同法第七十九条の七第 一項の変更登録を受けなければならないものに

ついては、 前 項 \hat{O} 規定による認定の申 -請が 同 法第七十九条の 四 第一項各号のい ずれにも該当しないこと。

地 域 公共交通 再編実 施 計 画に定めら れ た を 事 業のうち、 玉 内 般旅客 定 期 航 路 事業に該当するもので あ

九

0 て、 次 0 イか らニまでに掲 げ る許可 口 文は 認 可を受けなけ ħ ば ならな 1 Ł 0 に つい ては、 当 該 事 業 の内

容がそれぞれ当該イからニまでに定める基準に適合すること。

1 海上運送法第三条第一項 の許可 同法第四条各号 (第三号を除く。 ハにおいて同じ。) に掲げる基

準

ロ 海上運送法第八条第三項の認可 同条第四項の基準

ハ 海上 運送法第十一条第一項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認可 同 条第二 項において準用する同法第四条各号に掲げる基準

= 海上運送法第十一条の二第二項の認可 同条第三項において準用する同法第四条第六号に掲げる基

準

+ 地 域 公共交通再編実施 計 画 に定められ た 事 業のうち、 玉 内 般旅客定 期 航 路 事 業 に該当す るも 0) であ

0 て、 海上運送法第三条第一 項 \hat{O} 許 可を受けなければならない ŧ のに つい ては、 当該 事 業を実施 しよう

とする者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

3 前 項 \hat{O} 認定をする場合にお V > て、 鉄道事業法第十六条第一 項 の認可、 軌道法第三条 の特 許、 同 法第十一

条第 項 \hat{O} 運賃若しくは料 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 認 可 同法第二十二条ノニの 許可、 道 路 運 送法第-九 条第 項 \mathcal{O} 認 可 又 は 海

上運 送法 第 八条第三 項 \mathcal{O} 認 可 を要するものについては、 運輸審議会に諮るもの とし、 その 他必要な手続 は

政令で定める。

4 玉 土交通大臣は、 第二項の認定をしようとするときは、 国土交通省令で定めるところにより関係する道

路 管 理者に、 国土交通省令 内 閣 院府令で定めるところにより関係する公安委員会に、 それぞれ 意見を聴 $\overline{\langle}$

ŧ のとする。 ただし、 道路管理 者 \mathcal{O} 意見を聴く必要が な V も の として国土交通省令で定める場合、 又は 公

安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令 · 内 閣府令で定める場合は、 この限りでない。

5 第二項の認定を受けた地方公共団体は、 当該認定に係る地域公共交通再編実施計画を変更しようとする

ときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6 第二項 か ら第 匹 項 まで \mathcal{O} 規定 は 前 項 \mathcal{O} 認 定 に つ ١ ر . て準用: ずる。

7 玉 土 ·交通· 大臣 は 第二 項 0) 認 配定に係る る 地 域 公共交通 再 編 実 施 計 画 (第 五 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 変更の 認 定が あ 0 たときは

そ

の変更後の

もの。

以下

「認定地域公共交通

三再編実:

施

計

画

という。)

が

第二項各号の

いず

'n

カン

に

適

合

しなくなったと認 めるとき、 又は 認定地位 域公共交通 再 編 実 施計 一画に定められた地域公共交通 再 編 事業 を 実

施 すべき者が当該 認 定地域公共 (交通 再 編 実 施 計 画 に 従 つて地 域 公共交通 再編 事 業を実施 してい な 7 と認 8

るときは、その認定を取り消すことができる。

8 第二項の 認定 及び第一 五項 の変更 \mathcal{O} 認定に関 L 必要な事項は、 国土交通省令で定める。

(鉄道事業法の特例)

第二十七条 \mathcal{O} 兀 地方公共団 体 が その 地 域域 公共交通 再編実施 計 画 について前条第二項 (同 · 条第六 、項にお ١ ر て

準 甪 する場合を含む。 以下 同 \mathcal{O} 認 定を受けたときは、 当 該 地 域 公共交通 再編 実 施 計 画 に 定 8 5 れ た

地 域 公共交通 再 編 事 業のうち、 鉄道事業法第三条第 一項の許可若しくは同 法第七条第一 項若しくは第十六

第一 条第一項の認可を受け、 項若しくは第二十八条 又は同法第七条第三項、 の二第一 項の規定による届出をしなければなら 第十六条第三項若しくは第四項、 ない ŧ のについては、 第十七条、第二十八条 これらの

(軌道法の特例)

けたときは、

当該

地

域公共交通

再編実施

計

画に定められた地域公共交通再編

事業

のうち、

軌

道

法

第三条

 \mathcal{O}

規定

により

許可若

しくは認

可を受け、

又は届

出

をしたも

0)

とみなす。

第二十七条の五 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画について第二十七条の三第二項の認定を受

特許 同 法第 十一 条第一 項の 運 賃若 しく 、は料金 $\overline{\mathcal{O}}$ 認 可若 L くは 同 法第二十二条ノ二の許 可を受け、 又は 同

法 第 + 条第二項 \mathcal{O} 規定に . よる届 出 をし なけ ħ ば ならな 1 ŧ 0) に ついては、 これらの規定 により 特 許、 認

可若しくは許可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(道路運送法の特例)

第二十七条の六 地方公共団 体 が その 地域 公共交通 再編実施 計 画について第二十七条の三第二項 の認定を受

けたときは 当 該 地 域 公共交通 再編 実 施 計 画 に 定 め 6 れ た 地 域 公共交通 再編 事 業 のうち、 般 乗合旅 客自

車 運 送事業につい 、て道路 運送法第四条第 一項の許可若 しくは同法第九条第一項若しくは第十五 条第 項

動

 \mathcal{O} 認 可を受け、 又は同法第九条第三項から第五項まで、 第十五条第三項若しくは第四項、 第十五条の二第

項、 第十五条の三若しくは第三十八条第一項若しくは第二項の規定による届出をしなけ ればならない ŧ

 \mathcal{O} に 0 *()* ては、 これ らの 規定に より許 可 若 しくは 認可を受け、 又は 届 出 を したも のと、 自 家用 有 償 旅 客 運

送に つ Į, 7 同 法第七 十九 条 Ď 登 録若 しく は 同 法第七 $\bar{+}$ 九 条の 七 第 項 0 変更登録を受け、 又は 同 . 条第三 項

0 規定による届出をしなければならない ŧ のについては、 これらの規定により登録若しくは変更登録を受

け、又は届出をしたものとみなす。

2 地 方公共団体 -がその 地 '域公共交通 再編実施 計 画に ついて第二十七条の三第二項 の認定を受けたときは

当該 認定 \mathcal{O} 日 以 後 は 当 該 地 域 公共交通 再編実 施 計 画 「に定 めら ń た 地 に 域公共交通 再編 事 業に係る . る自. 家 甪 有

償旅客運送を行う者は、 旅客 \mathcal{O} 運送に付随して、 少 量 0) 郵 便 物、 新 聞 紙その 他の 貨物を運送することが で

きる。

3 貨 物 自 動 車 運 送事 業法 (平成 元年法律第八十三号)第二十五条第一 項の規定は、 前 項 \mathcal{O} 規定により貨物

を運送する自家用有償旅客運送を行う者について準用する。

国土交通大臣は、 その全部又は 部 の区間又は区 一域が 認定地域公共交通再編実施計 画に定められた地 域

4

地 公共交通 域 公共交通 再編事業を実施する区域内に存する路線又は営業区域に係 再 編 事 業に係る るも \mathcal{O} を除く。 次項 E お いて同じ。) に つい る 一 般 て、 乗合旅客自 道 路路 運送法 動 第 車 匝 運 送事業 条第 項 (当該 \mathcal{O} 許

可 又 は 同 法 第 + 五 条 第 項 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 請 が あ 0 た 場場 合に は 同 法 第 兀 条 第 項 \mathcal{O} 許 可 \mathcal{O} 申 請 に あ 0 て は

当 該 事 業 \mathcal{O} 内 容 が 同 法 第 六 条各号に 掲 げ る 基 準 に 適 合し、 カゝ つ、 当 該 事 業 を実 施 しようとする者 が 同 法 第

七 条各号の いず ħ に も該当しないことのほ か、 同法第-十五条第 項 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 請 に あ 0 て は、 当該 事 業 \mathcal{O}

に 内 容 ょ ŋ が 同 当該 条第二項 認 定 E 地 域 おい 公公 1 共交通 て 準 用する同 再 編 実 [法第六条各号に掲げる基準 施 計 画 \mathcal{O} 維 持 が 木 難 となるため、 に適合することのほ 公 衆 \mathcal{O} 利 便 が 著 か、 L) く 阻 当該 害され 事 業 \mathcal{O} るこ 経 営

ととなるお そ れ が な 1 かどうか を 審 査 L な け れ ば な 5 な

5

玉 土交通大臣は その 全 部 又 は 部 \mathcal{O} 区 . 間 又 は 区 域 が 認 定 地 域公共交通 再編実施計 画に . 定 め 5 れ た 地 域

によ 公共交通 ŋ 当 再編 該 認 事 定 業を実施 地 域公共 す (交通 る区域内 再 編 実 に存す 施 計 る路 画 \mathcal{O} 線 維 又は営業区域に係 持 が 困 難 となるため、 る 一 般 公 乗合旅 衆 \dot{O} 利 深客自! 便 が 著 動 車 しく阻害され 運 送 事 業 \mathcal{O} 経 る お 営

それ が あ ると認め るときは 当 該 般 乗 合 旅 客 自 動 車 運 送 事 業を営 む者 に 対 相 当 \mathcal{O} 期 限 を定 しめて、 公

衆 \mathcal{O} 利 便 を 確 保するためやむを得な 1 限 度に お 1 て、 当 該 事 業の 実施 方法 の変更を命ずることができる。

6 玉 土交通大臣 は、 般乗合旅客自動車運送事業を営む者が 前項の規定による命令に違反したときは、 六

月以 内 \mathcal{O} 期 間 を定 めて自 動 車そ $\overline{\mathcal{O}}$ 他 \mathcal{O} 輸 送 施 設 \mathcal{O} 当該: 事 業 0 ため \mathcal{O} 使 用 \mathcal{O} 停 止若しくは当該 事 業 の停 止 を

命じ、 又は ⁸当該 事 業 に 0 ** \ て道 路 運 送 法 第 匹 条 第 項 \mathcal{O} 許 可 を取 ŋ 消 すことが できる。

7 道 路 運 送法 第 匹 + 条 \mathcal{O} 規定 たは、 前 項 \mathcal{O} 規定により 輸 送施 設 \mathcal{O} 使 用 \mathcal{O} 停 止 文は 事 業 \mathcal{O} 停 止 を命じた場合

について準用する。

(海上運送法の特例)

第二十七条の七 地 方 公共 団体 が そ \tilde{O} 地域 公共交通 再編 実 施 計 画 に ついて第二十七条の三第二項 \mathcal{O} 認 定を受

けたときは、 当 該 地 域 公共交通 再編 実 施 計 画 に 定め 5 れ た 地 域 公 共 交通 再 編 事 業 \mathcal{O} うち、 海 上 運 送法 第三

条第 項の許可若 L うくは同 法第八条第三項、 第十一 条第 項若しくは第十一条の二第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認 可を受け、

又は 同 法第六条、 第八条第一項、 第十一条第三項、 第十 条の二第一項若しくは第四 項、 第十五条、

九 条 水の五若 しくは第二十条第二項若 しくは第三 項 \mathcal{O} 規定 による届出をしなけ れば なら な 1 ŧ \mathcal{O} 12 つい 7 は

これ 5 \mathcal{O} 規 定に ょ ŋ 許 しくは認 可を受け、 又は 届 出 をし た ものとみなす。 この 場合に お 1 て、 同 法

第十 九 条の 五. 第一 項又は第二十条第二項の規定による届出をしたものとみなされた事業に うい て は、 これ

らの規定にかかわらず、第二十七条の三第二項の認定を受けた日から開始することができる。

(共通乗車船券)

第二十七条の八 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画 .について第二十七条の三第二項の認定を受

けた場合において、 当該地 域公共交通再編実施計 一画に定められた地域公共交通再編事業を実施しようとす

る者が当該地域公共交通再編事業として発行する共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行おうとする

ときは、 国土交通省令で定めるところにより、 共同で、 あらかじめ、 その旨を国土交通大臣に届け出るこ

とができる。

2 前 項の 規定による届出をした者は、 鉄道事業法第十六条第三項後段、 軌道法第十一条第二項、 道路運送

法第九条第三項後段又は海上運送法第八条第一項後段の規定により届出をしたものとみなす。

第三十条第一項中 「新地域旅客運送事業計画が」 の 下 に 「持続可能な地域公共交通網 の形成に資する」を

加える。

第三十七条中 地 域 公共交通総合連携計 画 を 「地域公共交通 網形成計 画 に改 らめる。

第三十九条第一項中 「第三項から第五項まで」 を「第五項から第七項まで」 に改め、 同条第二項中 「第五

条第七項及び第八項」を「第五条第八項及び第九項」に改める。

第四 十四条中 「前条」を 「前二条」に、 同 条の 刑 を 「各本条の罰 金刑」 に改め、 同条を第四十五条と

する。

第四 十三条第一号中 「第二十八条第四項」 を「第二十七条の六第七項において準用する道路運送法第四十

条第一 項又は第二十八条第四項」に改め、 同条第二号を同条第三号とし、 同条第一号の次に次の一号を加

える。

第二十七条の六第七項において準用する道路運送法第四十一条第三項の 規定に違反 した者

第四 十三条を第四 十四条とし、 第六 (章中) 同条の前に次の一 条を加 える。

第四十三条 第二十七条の六第六項の規定による輸送施設 の使用の停止又は事業の停止 の処分に違反した者

は、 一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する。

附則

(施行期日)

第一 条 この法律は、 公 布 の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この 法律の施行前に、 この法律による改正 前の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (以 下

旧 法 という。 第九条第三 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定 (同 条第六項 の変更の 認定を含む。)を受けた 旧 法第八条第 項

に規定す る軌 道運送高度 化 実施 計 画 旧法第二十五条の三 第二 項 \mathcal{O} 認定 (同 条第 五項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 変 更の 認定を含 む

を受けた旧法第二十五条の二第一 項に規定する鉄道事業再構築実施計 画及び旧法第三十条第三項 \mathcal{O} 認

定 (同条第六項の変更の認定を含む。 を受けた同条第一項に規定する新地域旅客運送事業計画について

は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この 法律 の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における

この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前 の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定め るも の の ほ か、 この法律の施行に関して必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含

む。)は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、 この法律の施行後五年を経過した場合において、 この法律の施行の状況について検討を加

え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法 (昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の四の次に次の一条を加える。

(認定が鉄道事業の許可等とみなされる場合の取扱い)

第三十四 条 \mathcal{O} 五. 地 域公共交通 0) 活性化及び 再生に関する法律 (平成十九年法律第五十九号)

の二第一 項 (地 域公共交通再 編事業の実施) に規定する地域公共交通 再編実施計画 0 同 法第二十七条の

三第二項 (地域公共交通再編実施計画の認定) (同条第六項において準用する場合を含む。) の 認 定 が

次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における同法第二十七条の二第

 \equiv 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 同 意をした者については、 当該地位 域公共交通再編 実施 計 画に係る同法第二十七条の三第 項 \mathcal{O} 規

定による申請を当該同意をした者の当該登記等に係る申請とみなして、 前章及びこの章 の規定を適 用 す

第二十七

る。

鉄道 別表第一第百二十号 事業、 第二 一種鉄 道 事業若 鉄道事業法 しくは第三種 (昭和六十一年法律第九十二号) 鉄 道 事 業 0 許可 又は軌道法 第三条第一項 大正 十年 法 律第七十六号) (許可) の第一 種 第

三条(事業の特許)の軌道事業の特許

別表第一第百二十五号 道路運送法 (昭和二十六年法律第百八十三号) 第四条第一項 $\widehat{}$ 般旅客自

動 重 -運送事 業 の許可) の <u>ー</u> 般旅客自動 車運送事業の許可又は同法第十五条第 項 (事業計画 \mathcal{O} 変更)

の事業計画の変更の認可

三 別表第 第百二十五号の三 道路 運送法第七十九条 (登録) の自家用 有償旅客運送者の 登録 又 は

法第七十九条の七第一項(変更登録等)の変更登録

几 期 航 別表第一第百三十三号 路 事 業 0 許 可 \mathcal{O} 般 旅 海上運送法 客定期航 路 (昭 事 業 和二十四年法律第百八十七号)第三条第一項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 許 口 $\widehat{}$ 般旅客定

別 表 第 中 「第三十四 _ 条 O匹 を 「第三十四 条 \mathcal{O} 五. に改 め、 同 表第百二十号中 平 成 十 九 年 法 律 .第

五 十九号) 第二十五条の四 第 項 (鉄道事業法の特例) _ を 「第二十五条第一 項 (鉄道事業法 \mathcal{O} 特 例)

同

例) 地 計 第二十七条 公共交通 「による鉄道 域 画 \mathcal{O} 公共交通 を、 認定) 再 の 四 編 「によ 実施 再 事 同 編 業再構築実 (鉄道事業法の特例)」に、 実 る 条第六項にお 計 軌道 施計 画 \mathcal{O} 運 認 画 送高: 定 施 \mathcal{O} 認定」 計 度化 を、 いて準用する場合を含む。 画 \mathcal{O} 実施 を加 認定」 「第二項 え、 計 画 の 下 に 同 「第二十五条の三第二項」を「第二十四条第二項」に改め、 \mathcal{O} (軌 認定」 号 (-)道法 中 同法 の下 の 特 韶 例)__ に 以下この号にお 第二十七条 和六 $\overline{\ }$ の 下 に + 同 法第二十七条 年 の三第二項 法 1 律 て同じ。 第九十二号) 第二十七条 の三第二 地 域 O \mathcal{O} 公共交通 _ 規定に 項 五 を削 \mathcal{O} (軌 規定 よる り、 道 再 に 法 編 ょ 地 実 \mathcal{O} 同 号 る 施 特 域

(三) を 削 り、 大正 同 + 表第百二十 年 法 律第七 五 号中 十六号) 「第十五 _ を 条 削 り、 (道 路 同 表 運 第 送法 百二十一 0 特 例 号中 \mathcal{O} 下 昭昭 に 和 二十六年法 第二十 七 条 律 :第百八 \mathcal{O} 六 第 十三号) 項 道

路 地 運 域 送法 公 共 \mathcal{O} 交通 特 例 再 編 を、 実 施 計 「によ 画 \mathcal{O} る道路 認 定 運 同 送 条第六 高 度 化 項 実 施 に お 計 1 画 7 \mathcal{O} 準 認 用 定 する場合を含む。 \mathcal{O} 下 に 同 法 第二十 \mathcal{O} 規 定に 七 A 条 ょ \mathcal{O} る 第 地 域 公 項

共交通 再 編 実 施 計 画 \mathcal{O} 認 定 を 加 え、 「第二十三条第 項 (道 路 運 送法 0) 特 例) 若しくこ は 及び 「第二十

継 二条第三 円 滑 化実施 項 (乗 計 継 画 円 \mathcal{O} 滑 認定若 化 実 しくは 施 計 画 同 \mathcal{O} 法 認定 を削 (同 り、 条第七 同 表第百二十五号の三中 項に お 1 て 準 用する場合を含む。 百二十五 の 三 \mathcal{O} 規定 自 1家用· 12 ょ る乗 有 償

27

旅客運送者の登録

を

百二十五の三 自家用有償旅客運送者の登録

(注) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七

条の六第一項(道路運送法の特例)の規定により自家用

有償旅客運送者の登録又は変更登録を受けたものとみな

される場合における同法第二十七条の三第二項(地域

共交通再編実施計画の認定)(同条第六項に

する場合を含む。)の規定

12

よる地

域

公共交

通

再

編

実

施

お

1

7

準

用

公

する場合を含む。)

計 画 \mathcal{O} 認 定 は、 当 該 登 録 又 は 変更 登録 とみ な す。

に改 め、 同表第百三十三号中「第二十条 (海上 運送法の \mathcal{O} 特 例 _ の 下 に 一、 第二十七条の七 (海上運送法

の特例) を、 「による海上運送高度化実施 計 画 \mathcal{O} 認定」 の 下 に 同法第二十七条の三第二 項 地 域 公

編 実 施 計 画 \mathcal{O} 認 定 を加え、 同号(一中 (昭 和二十四年法律第百八十七号) __ を削る。

共交通再編

実施

計

画

0

認定)

(同条第六項にお

1

て準用する場合を含む。

0

規定による地域公共交通

再

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)

28

第七条 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「地域公共交通総合連携計画」 を「地域公共交通網形成計画」に改める。

理由

持続可 能 な地域公共交通網 の形 成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、 市町村等によ

る地域 公共交通 網網 形成 計 画 \mathcal{O} 作 成、 同 計 画に定め られた地域 公共交通再編 事業を実施するため \hat{O} 地 域 公共交

法等の特例等について定める必要がある。 これが、この法律案を提出する理由である。 通

再編

実施

計

画

 \mathcal{O}

作成、

同

計

画

が

国土交通大臣

. (T)

認定を受け

た場合におけ

Ź

同事業

の実施

に

. 関す

っる道路に

運送